

救急救命士による薬剤投与運用開始

斜里地区消防組合小清水分署では、3月1日より、国の定めた講習と病院実習を終了した薬剤投与認定救急救命士による、救急現場での薬剤投与運用を開始しています。

薬剤投与とは、心臓の機能が停止した傷病者に心拍を回復させる効果がある薬剤「アドレナリン」を投与する救急救命処置で、医師の具体的な指示を受けて実施するものです。投与の対象は8歳以上の傷病者で、投与により救命率の一層の向上が期待できます。

この薬剤投与によっては、現場から搬送するまでの時間が遅くなってしまう場合がありますが、より早く心拍を再開させるための処置ですので、皆さまのご理解をお願いいたします。

救急隊の訓練の様子



新しい心肺蘇生法を覚えてみませんか？

2011年より新しい心肺蘇生法の方法が変わりました！

自治会・職場・グループでお集まりの際「救急講習会」を開催しませんか？

ご希望の方は、小清水分署までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合小清水分署 救急係 ☎(62) 2851

市民団体協働の川づくり事業

「川づくり」からはじめませんか、あなたの「まちづくり」

皆さんの身近に流れる川は、台風や集中豪雨などによる洪水から、皆さんの「生命(いのち)」や「暮らし」を守るとともに、まちの景観をつくり、生活に水と緑の恵みと潤いを与える貴重な自然空間です。

事業の概要

- 沿川の自治会や河川愛護団体などの皆さんによる草刈りや伐採作業です。
- 北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。
- 実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

申し込み用紙等は、北海道建設部土木局河川課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksn/kasenkahome/osirase.htm>



【お問い合わせ先・お申込先】

網走建設管理部所斜里出張所 ☎0152(23)3141 役場建設課 ☎(62)4475

春の火災予防運動



春は、火災が発生しやすい時季を迎え、全道一斉に春の火災予防運動が始まります。

4月20日(金)～30日(月)まで「消したはず 決めつけしないで もう一度」を合言葉に春の火災予防運動を一斉に展開されます。

この運動にあたり、町民の皆様に 安心・安全・火災・災害のない町づくりをモットーに運動していますので期間中町民の皆さまのご協力をお願いします。

野焼きにおける防火対策の徹底について

火災予防の普及については、日頃から格別のご配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。

春の農作業が始まるこの時期は、空気も乾燥し、強い風が吹く季節ですので防火対策について万全の注意を払うようお願いします。

1. 野外焼却(野焼き)禁止

原則として、すべての野外焼却が禁止されています

2. 野外焼却(野焼き)の禁止の例外

風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(どんど焼き、地域の行事における不要となった門松、しめ縄など、風俗習慣上の焼却)

プラスチック類の装飾品は、外して焼却。

農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(農業者が行う稲藁の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が漁網に付着した海産物、流木などの焼却)

農産ビニール・プラスチック類、雑草の枯れ草、紙くず、ごみ等の焼却は含まれません。

焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

(暖をとるための焚火・キャンプファイヤーなどを行う際の木くずの焼却)

3. 基準に従わない野外での廃棄物の焼却には、厳しい罰則が適用されています。

罰則「3年以下の懲役、300万円以下の罰金、又はこの併科」となっています。

例外とはいえ煙などにより、近隣周辺住民の生活環境に影響を及ぼす恐れがある場合は、行政指導の対象となります。

4. 上記の理由を問わず、連絡なしで野焼きを行った場合は、付近を通行した方からの問い合わせや、119番通報を受け緊急出動する場合がありますので、事前に小清水分署に連絡願います。

連絡先 斜里地区消防組合消防署小清水分署 ☎(62) 2851

消防への焼却行為の届け出(連絡)は、火災予防の観点から設けられた制度であり、届け出(連絡)

によって野外焼却が合法化されるものではありませんので注意願います。

【お問い合わせ先】

町民生活課住民活動係 ☎(62) 4472

野焼きに関する詳しい内容について